

令和元年度標茶町財政健全化審査意見

1. 審査の対象

令和元年度標茶町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、町長から提出された健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)、資金不足比率及びこれらの算定基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2. 審査の期間

令和2年7月21日から令和2年7月28日まで

3. 審査の手続

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果及び意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

| 区分 | 算 定 比 率 | | | 基準(令和元年度) | |
|---------|------------|-----------|-----------|--------------------|--------|
| | 令和元年度(A) | 平成30年度(B) | 差引(A)-(B) | 早期健全化基準 経営健全化基準 | 財政再生基準 |
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | — | — | — | 14.57 |
| | 連結実質赤字比率 | — | — | — | 19.57 |
| | 実質公債費比率 | 8.8 | 9.3 | △ 0.5 | 25.0 |
| | 将来負担比率 | 27.0 | 20.5 | 6.5 | 350.0 |
| 資金不足比率 | 病院事業会計 | — | — | — | 20 |
| | 上水道会計 | — | — | — | 20 |
| | 下水道事業特別会計 | — | — | — | 20 |
| | 簡易水道事業特別会計 | — | — | — | 20 |

注)1 実質赤字比率は、実質赤字が発生していないため「—」と表示

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生していないため「—」と表示

3 資金不足比率は、資金不足比額が発生していないため「—」と表示

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計等の実質的な赤字額(実質赤字額)が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標である。

令和元年度決算において、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質的な赤字額はいずれも発生していないため実質赤字比率は算定されない。

一般会計等の実質収支について、持続可能な行財政構造の確立のためには、実質収支が安定し黒字であることが不可欠である。

算式等

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、すべての会計の実質的な赤字額(連結実質赤字額)が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標である。

令和元年度決算においては、いずれの会計においても実質収支は黒字であり実質的な赤字額、また資金不足額は発生していないことから連結実質赤字比率は算定されない。

算式等

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率については、一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金(公債費)や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標である。(過去3ヵ年の平均値)。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると財政健全化計画の策定が義務づけられる。

過去には、厳しい町の経済情勢を踏まえ、国の政策に呼応して、より多くの公共投資などを積極的に実施、その財源として町債を活用してきた結果比率が上昇した時期もあったが、令和元年度決算においては8.8%となり前年度(9.3%)より0.5ポイント改善している。引き続き比率が上昇しないよう公債費負担の適正化を進めていく必要がある。

算式等

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率については、一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す比率であり、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要性があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

令和元年度決算においては27.0%となり前年度(20.5%)より6.5ポイント増加しているがこれは地方債残高、債務負担行為の支出予定額などの償還が進み、将来負担総額が計画的に減少していることにより充当可能基金残高等は安定している。今後とも、有利な起債の効果的な活用を図るなど将来的な財政負担に十分留意した財政運営を求める。

算式等

$$\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債残高等}) \\ \text{に係る基準財政需要額算入見込額}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※将来負担額とは、地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額

(5) 資金不足比率

資金不足比率については、公営企業ごとに算出するもので、それぞれ資金不足額(赤字額)が、その会計の事業規模(営業収益の額-受託工事収益の額)に対してどのくらいの割合なのかを示す指標である。資金不足額とは、法適用公営企業会計では、流動負債から流動資産を引いた額を基本として算出される。平成21年度からは、資金不足比率が20%を超えた会計は経営健全化計画の策定が義務づけられることとなった。

令和元年度決算においては、病院事業、上水道事業、下水道事業、簡易水道事業のいずれにおいても資金不足額は発生していない。

算式等

$$\text{資金の不足額} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{事業の規模}}{\text{事業の規模}}$$